

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号 (第11条関係)

(表面)

個人情報訂正請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

請求者 住 所

氏 名 ()

電話番号 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名)

年 月 日 付付けで開示決定があった個人情報について、個人情報保護条例第28条
第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

開示を受けた年月日 年 月 日

開示を受けた個人情報内容

訂正を求める箇所

訂正を求める内容

請求者の区分 本 人 ・ 法定代理人 ・ 任意代理人 ・ 遺 族
(任意代理人については、特定個人情報の訂正請求の場合に限る。)

本人の状況 (法定代理人による請求の場合) 本人の状況 (法定代理人による請求の場合) 未成年者 ・ 成年被後見人

個人情報の本人の状況等 (法定代理人又は遺族による請求の場合) 本人との関係 (遺族による請求の場合) ・ 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む) ・ 子 ・ 父母 ・ 同 孫 ・ 祖父 ・ 祖母

本人の住所

本人の氏名

本人の電話番号

任意代理人からの請求の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本件訂正請求に係る権限を本件請求者 (氏名：) に委任します。

年 月 日

住所

氏名

㊦ (実印を押印してください。)

※ 次の欄には記入しないでください。

請求者等確認

担当課 (室) 所 電話番号 () - 内線

備考

様式第十八号を次のように改める。

(裏面)

- (注)
- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
 - 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、(注) 1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。
 - 3 任意代理人が請求する場合は、(注) 1の書類の提出又は提示が必要となるほか、訂正を請求するときに本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出が必要です。
 - 4 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
 - 5 個人情報報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
- なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

様式第18号 (第15条関係)

(表面)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

請求者 住所

氏名

電話番号 () -

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名)

1項の規定により、次のとおり利用停止を請求します。

年 月 日付けで開示決定があった個人情報について、個人情報保護条例第34条第

開示を受けた年月日

年 月 日

個人情報の内容

利用の停止 ・ 消 去 ・ 提供の停止

利用停止請求

の理由

請求者の区分 本人 (任意代理人については、特定個人情報の利用停止請求の場合に限る。) 遺族

本人の状況 (法定代理人による請求の場合) 未成年者 ・ 成年被後見人

個人情報の本人の状況等 (法定代理人又は遺族による請求の場合) 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) ・ 子 ・ 父母 ・ 孫 ・ 兄弟姉妹

本人の住所
本人の氏名
本人の電話番号

任意代理人からの請求の場合には、次の欄にも記入してください。

私は、本件利用停止請求に係る権限を本件請求者 (氏名：) に委任します。

年 月 日

住所

氏名

㊦ (実印を押印してください)

※ 次の欄には記入しないでください。

請求者等確認

担当課 (室) 所

電話番号 ()

内線

備

考

(裏面)

(注)

- 1 請求の際は、本人であることを証明する書類 (個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等) の提出又は提示が必要です。
 - 2 法定代理人又は遺族が請求する場合は、(注) 1の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類 (戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。
 - 3 任意代理人が請求する場合は、(注) 1の書類の提出又は提示が必要となるほか、利用停止を請求するときに本人の押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出が必要です。
 - 4 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類 (身分証明書等) 並びに社員にあっては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
 - 5 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。
- なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一号の改正規定、同条中第三号を第四号とし、同条第二号の次に一号を加える改正規定並びに様式第二号、様式第十三号及び様式第十八号の改正規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改める。
第五条中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。
第六条第一項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。
第八条中「第三十条の二十三第三項及び第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

第九条中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（法第七条第八項の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

様式第一号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第三号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」及び「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第六号表面中「第30条の23第2項及び第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同

様式裏面を次のように改める。
様式第六号（第8条関係）

（裏）

住民基本台帳法（抜粋）

（報告及び検査）

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反し

ていると認めるとに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるとに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第九号備考及び様式第十六号備考中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」及び「同法第30条の5第1項」に規定する本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和三十八年宮城

県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第三号の四、様式第六号及び様式第七号中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)を除く。)」に改め、

同項第二号中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(個人番号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則(昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

○宮城県規則第九十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（平成元年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
様式第八号の三中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「係る本人確認情報」を「係る機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項に規定する本人確認情報」を「第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を除く。）」に、「同法第三十条の七第五項」を「同法第三十条の十一第一項」に、「同法第三十条の八第一項」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）をいう。以下同じ。）」について同法第三十条の十五第一項」に改める。
第十七条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「住民基本台帳法第三十条の七第五項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に、「同法第三十条の八第一項」を「都道府県知事保存本人確認情報について同法第三十条の十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月五日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一総務部長の市町村課に係る専決事項の項第三号中「第三十条の四十三」を「第三十条の三十八第四項及び第五項」に改める。

別表第一市町村課長の専決事項の項第四号イからリまでを削り、同号ヌ中「第三十条の三十七、第三十条の三十八」を「第三十条の三十二、第三十条の三十三」に改め、同号ヌを同号イとし、同号ル中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改め、同号ルを同号ロとし、同号ヲ中「本人確認情報処理事務等」を「本人確認情報処理事務」に、「第三十条の四十一」を「第三十条の三十六」に改め、同号ヲを同号ハとし、同号ワ中「第三十四条の二」を「第三十条の三十九」に改め、同号ワを同号ニとし、同号カを同号ホとする。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月五日から施行する。

○宮城県訓令甲第十八号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の二十九第一項及び第三十条の三十三第一項」を「第三十条の二十四第一項及び第三十条の二十八第一項」に改める。

第二条第一項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百二十七号

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針の一部を改正する告示

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針（平成十七年宮城県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二の2に次のただし書を加える。

ただし、個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護については、同法その他の関係法令及び当該法令に基づき定められた特定個人情報の保護に関する指針等によるものとし、本指針のうち第三から第十までの規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

○宮城県告示第九百二十八号

平成十四年宮城県告示第七百四十号（住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月五日から施行する。

平成二十七年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。